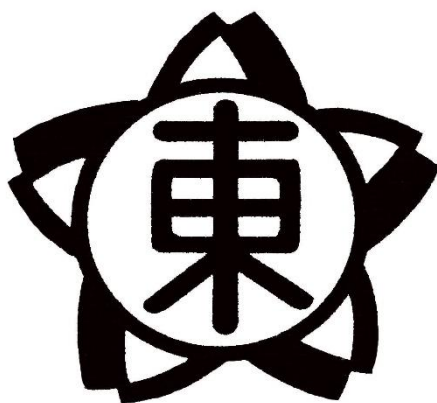


**「学校の新しい生活様式」を基盤とした
新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン**

(2020.12.14時点)

地域の感染レベル 1



岩国市立東小学校

はじめに

令和2年2月27日に安倍前総理が全国一斉臨時休校を要請して、約10ヶ月が過ぎようとしていますが、文部科学省によると、学校が本格的に再開し始めた6月1日から11月25日までの間、児童生徒3,303人、教職員471人、幼稚園関係者206人の感染が報告されています。

現在、国内では、日々、一日あたりの感染者数や重症者数が増加しており、学校関係の感染者数も10月下旬から増加傾向にあります。

山口県内では9月から10月末にかけて、感染者数が減少傾向を示し、時には、感染者0という日もありましたが、11月に入ると再び、日々、感染者が報告される事態となりました。特に、11月中旬に岩国市で発生したクラスターにより、岩国市では、約1ヶ月の間に90名近くの方が感染しています。

このような現状を踏まえると、岩国市においても、いつ、生活圏の感染レベルが「レベル1」から「レベル2」へと移行してもおかしくないと言えます。

【地域の感染レベル】 ～「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」より抜粋～

「レベル3」・・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域

「レベル2」・・・生活圏内の状況が、

①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域

②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより、当面の間、注意を要する地域

「レベル1」・・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの

このように、新型コロナウイルス感染症は、今後も感染者数の増減を繰り返しながら推移していくことが予想され、長期的な対応が求められることが見込まれる状況です。

一方で、こうした状況下においても、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があります。

こうした現状を踏まえ、文部科学省は、12月3日に「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～『学校の新しい生活様式』～」の改訂を発表しました。また、12月8日には、合唱等のリスクの高い活動を行う場面での感染症対策の徹底について、通知がありました。

そこで、本校におきましても、このたびの最新の知見に基づいた国の衛生管理マニュアル等を踏まえ、本校ガイドラインを見直し、更新することにいたしました。

なお、今後も、必要に応じて随時見直し、更新を行うことを申し添えます。

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策

(1) これからの感染症対策の方向性

岩国市では、11月中旬からクラスターをきっかけに多くの感染者がでましたが、12月14日現在、一定の収束がみられたとしています。

一方、全国的には、依然として感染状況が悪化しており、最近では、児童生徒を含む若い世代への感染が多くなっていることも報告されています。しかしその多くは家庭内感染であり、これまでの全国の事例からみる限りでは、学校関係者に感染者がいたとしても、文部科学省が示す衛生管理マニュアルにしたがって感染症対策を行っていた場合には、学校内で感染が大きく広がるリスクを下げることができると考えられます。

とは言うものの、感染は、一旦収束しても再度感染者が増加する事態も十分想定されることから、これからも、決して気を緩めることなく、基本的な感染症対策を今後もしっかりと行っていく必要があると考えています。

このため、学校においても、「3つの密」を徹底的に避ける、「マスク着用」及び「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を徹底、継続する「新しい生活様式」をしっかりと身に付け、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減するよう、努めます。

そうした上で、学習や活動の内容や方法を工夫しながら、可能な限り、授業や各種行事等の教育活動を継続し、児童の健やかな学びを保障していきたいと考えています。

そこで、これからの学校教育活動の実施の可否やあり方については、今後も、文部科学省が示した「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準を参考にして、児童や保護者及び教職員等の生活圏（通学・通勤圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲等）における感染症の蔓延状況により、判断していきたいと考えています。

この行動基準を参考にしつつ、地域の感染レベルの状況に応じて柔軟に対応しながら、学校教育活動を「新しい生活様式」への円滑な移行と児童・保護者・教職員の行動変容の徹底を図ります。

< 基本的な感染症対策のポイント >

- ① 感染源を絶つ・・・検温と健康観察
- ② 感染源経路を絶つ・・・手洗い、咳エチケット、消毒
- ③ 抵抗力を高める・・・十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事

< 集団感染のリスクを減らすポイント >・・・3密の回避

- ① 「密閉」の回避・・・換気の徹底
- ② 「密集」の回避・・・身体的距離の確保（ソーシャルダンス）
- ③ 「密接」の回避・・・マスクの着用



* 緊急事態宣言解除以降の感染拡大の分析結果から、「3密」と「大声」の環境においては、「飛沫感染」や「接触感染」に加えて、「マイクロ飛沫感染」が起こりやすいとされており、学校においても、「3密」と「大声」に注意することが必要。

(2) 学校生活における感染症対策

① 毎日の検温、健康観察

*朝、家庭での検温時に、発熱や風邪症状が見られた場合は、次の基準を参考にし、登校を控えるなど、適切な判断をお願いしています。

＜東小学校での登校の基準＞

*37.4℃以上の発熱・・・自宅で休養

*37.0℃～37.3℃の発熱で風邪症状がある場合・・・自宅で休養

*37.0℃～37.3℃で風邪症状がない場合・・・登校(要観察)

*36.9℃以下の場合・・・登校

*発熱を伴う風邪症状で欠席をする場合は、今まで通り「欠席」ではなく、「出席停止」として扱います。また、発熱を伴う風邪症状がなく、感染への不安等から登校を控える場合においても、現在、岩国市の感染状況が一定の収束がみられるものの、当面の間、「出席停止」として扱います。

なお、本人の基礎疾患等による合理的な理由がある場合も引き続き「出席停止」とするものの、それ以外については「欠席」として取り扱うこととなります。

*登校時、児童の検温結果及び健康状態を把握します。各家庭で毎朝、検温した結果が記入されている連絡帳を教室で確認します。検温が確認できなかった場合は、別室で検温し、特に問題なければ、教室に戻します。

*教職員は、毎朝、検温結果等を「朝の健康カード」に記入し、校長に提出します。結果は、校長と養護教諭が共有し、気になる教職員には声かけや必要に応じて検温を行うなどして経過観察を行います。

*登校後に37.4℃以上の発熱等の風邪の症状が見られた場合には、保護者に連絡し、自宅で休養するようにします。また、教職員も同様に自宅での休養を指示します。

② 手洗い・消毒

*「屋外での活動後」「食事前」「トイレを使用した後」などには、児童に流水と石けんで手を洗うように指導します。

*2校時終了後の20分休みに、保健委員会の児童が各教室に出向き、手洗いの呼びかけをしています。

*ハンカチは手拭き用と給食時の咳エチケット用の2枚を用意するよう、指導します。

*授業などで共用の教材、教具、機器などを使用する場合は、使用する前後で手洗いを行わせます。

*アルコールを含んだ手指用の消毒液は、流水での手洗いができないときなど、必要に応じて使用させます。

(手荒れのある児童は、流水での手洗いをさせます。)

*接触感染のしくみについて児童に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導します。

*教室や特別教室などの消毒を、毎週1回、放課後、教職員で行います。児童が手を触れる主な箇所(ドアノブ、手すり、など)を中心に行います。その際、消毒液は、持続性抗菌・抗ウイルス成分配合のアルコール製剤(人体には使用不可)を使用します。



③ 咳エチケット・マスク着用



- * 体育の授業を除く、すべての教育活動において、必ずマスクを着用させます。
- * 気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すことがあります。その際は、換気や児童の間に十分な距離を保つなどの対応を行います。
- * マスクを忘れた場合には、登校時に保健室で控えのマスクを着用させます。その日使った控えのマスクは、一旦、家庭に持ち帰り、自宅で洗濯をして再び学校に持たせてください。保健室で管理保管します。
- * 手指にウイルス等が付着しないよう、マスクの取扱い(外し方、置き方など)について指導します。

正しいマスクの着用



④ 教室環境・学校給食

- * 教室は授業中も常に換気を行います。(エアコン使用時においても換気を行います。)
- * 児童の間隔は1mを目安に教室内で最大限の間隔をとり、座席を配置します。
- * 給食当番の児童は、毎日、「衛生点検表」に基づき、衛生チェックを受けます。その際、発熱や下痢、手指のケガ等がある場合は活動させません。
- * 食事の際は、飛沫が飛ばないように会話を控えとともに、机を向かい合わせにしません。
- * 食事時の咳やくしゃみによる飛沫を防ぐため、机上にハンカチ等を置き、いつでも使用できるようにします。



(3) 教科等における感染症対策

① 教科共通の留意点

- * 活動は、学級単位以下で行うという制限が解除されたことから、十分な感染症対策を講じた上で、徐々に人数を増やして活動します。
- * ペア学習やグループ学習など、児童同士での話し合いや活動をする場合は、グループの人数や座る位置を工夫し、通常よりも声量を抑え、短時間で行います。
- * 「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」に位置づけられている活動等については、地域の感染レベルに応じて、実施について検討します。実施を見合わせる場合は、可能な限り、年間指導計画の中で指導の順序を変更するなどの対応を行います。

② 特に配慮を要する教科についての留意点

<音楽科>

- * できるだけ、教室より広い音楽室を利用し、可能な限り一人ひとりの間隔を空けます。
- * 歌唱指導も含め、必ずマスクを着用して活動します。特に、合唱等を行うときは、児童同士の間隔を前後左右ともに、できるだけ2m(最低1m)開けます。また、人がいる方向に口が向かないようにして行います。
- * リコーダーや鍵盤ハーモニカの活動は、その特性から感染リスクが高いため、岩国市内に感染者がいなければ実施するものの、感染者が発生し、増加傾向がみられた場合には、一定の収束がみられるまで、活動は見合わせます。
なお、実施の際は、授業前に手洗いをするなど、十分な感染症対策を講じるとともに、できるだけ短時間で行います。

<家庭科>

- * 調理実習や宿泊学習での野外炊事は、その特性から感染リスクが高いため、岩国市内に感染者がいなければ実施するものの、感染者が発生し、増加傾向がみられた場合には、一定の収束がみられるまで、活動は見合わせます。

なお、実施の際には、以下の感染症対策を十分に行います。

- ・実施前に、使用する器具や用具を消毒する。
- ・実施前に、食材をしっかり洗う。
- ・実施前に、手洗い、手指消毒を十分に行う。
- ・実習中は、マスク、ビニール手袋を着用し、飲食中の会話は必要最低限とする。
- ・実習後には、使用した器具や用具を消毒する。

<体育科>

- * 水泳は、更衣室やプール内での密接や密集等の懸念や新校舎移設に伴うプール解体のため、今年度は中止します。
- * 密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動は、特に感染リスクが高いため、当面の間、見合わせます。
- * 体育の授業は、当面の間、グラウンドがないため屋内(アリーナ・体育館)で行います。その際、十分な換気を行うとともに、熱中症対策もしっかりと行います。
- * 体育の授業開始前にマスクを外し、終了後にマスクを着用するよう指導します。
- * 集合・整列したりする場合は、少なくとも体操隊形の距離をとります。
- * 運動は、個人や少人数で行い、密集せず一定の距離を保って行うよう工夫します。
- * グループやチームを編成する場合には、それぞれ10人以下となるように工夫します。
- * 感染防止及び衛生管理の観点から、ビブスは当面の間、使用しません。

(4) 特別な支援を必要とする児童への感染症対策

① 基本的な取組

- * 感染症対策の必要性を理解することが難しい場合は、手洗いや咳エチケット、必要以上に手や目を口に当てないこと等を理解しやすい視覚的な教材で示すことにより、感染症対策や行動様式の理解を促します。
- * 近距離で対面となる場面等では、マスクを着用するというルールを本人と確認して決めるなど、マスクを着用すべき場面とそうでない場面を具体的にして、理解を促します。

*感染症予防のための指導が過度なコミュニケーションの制約にならないよう、体調が悪い場合や悩みがある場合などは、必要な意思表示を行うように指導します。

② 感染のリスクの高い学習活動への対応

- * 自立活動については、教師と児童や児童同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられることから、一つ一つの具体的な指導内容について、実施の可否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行います。
- * 手をつないだり触れたりする活動や児童が密接・密集する活動は見合わせます。
- * 発音や発語など、口や舌を動かしたり、息や声を出したりする学習の際は、透明マスク等を用いて行います。

(5) その他の教育活動や学校行事等における感染症対策

<校外学習・自然学習・修学旅行>

- * 「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第2版)」に従い、当面の間、実施する方向で計画します。

旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく 国内修学旅行の手引き(第2版)より抜粋

交通機関、宿泊施設、食事施設、入場観覧施設、体験活動施設については、それぞれの感染症対策に関するガイドラインに従った利用ができるよう、空調装置、窓やドア開放による換気、施設等の定期的な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、従業員の指導・管理の徹底などについて、事前に依頼して実施します。

<参考>

- 1) 宿泊を伴う行事(修学旅行等)については、別途「参加同意書」が必要となります。
- 2) 出発前に児童の体調確認(検温、体調チェック)を行い、当日、発熱・感染の疑いのある場合は、参加を取りやめてもらいます。なお、旅行中も朝・夕の検温をします。
- 3) 旅行時の持参物は、マスク(1日1枚以上、手作りマスク等で十分)、体温計、ハンカチ(1日1枚以上)、ティッシュ、マスクを置く際の清潔なビニール袋やハンカチ等をそれぞれ各自で用意し、共用しないようにします。
- 4) 食事、入浴、就寝の時間以外は、マスクを着用します。ただし、気候状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や人と人との距離を確保した上でマスクを外す場合があります。
- 5) 食事は可能な限り、バイキングや複数での鍋料理等を避け、一人ずつのセットメニューでの提供を基本とします。また、コップやお箸等は適切な消毒や洗浄、又は使い捨て等の特段な対応をします。
- 6) 班別、グループ行動中においても、可能な範囲で「密を避ける行動」に留意し、各所の

設備を利用した手洗い・消毒等を定期的に実施します。また、行動経路・範囲を厳格に計画し、当日の変更内容等も記録します。(感染した場合の感染範囲の特定のため)

7) 旅行中の発症者発生時の対応については、速やかに発症者の隔離・看護を行い、濃厚接触者の特定と隔離・健康観察を行うなど、保健所と医師の判断に従います。同時進行にて、保護者にも状況連絡を行います。

8) 旅行終了後には、参加者本人や同居の家族等も含めた健康状態の経過観察を、実施後一定期間(目安として2週間程度)行います。

<地域連携教育の活動・PTA活動・参観日など>

*岩国市内の感染拡大に伴い、11月20日(金)以降、授業以外の支援活動や交流活動、さらに、研修会や会議の実施は、見合わせておりました。その後の市内の感染状況を踏まえ、12月7日(月)から、関係者の方々の理解を得られた活動から、順次、再開しています。

*参観日は、今後も、現在の状況が維持されているようであれば、十分な感染症対策を講じた上で、実施する予定です。

*今後も、岩国市内の感染状況が悪化した場合には、原則として授業以外の活動(支援活動や交流活動)及び研修会や会議等の実施は見合わせます。

なお、その後、約2週間を目途に、地域の感染状況の推移を踏まえた上で、一定の収束がみられた場合には、随時、再開していきます。

2 岩国市で感染者が発生した場合の出席停止や臨時休業の措置

岩国市で感染者が発生した場合、臨時休業等の措置について、県及び市担当部局と協議の上、以下のように進めていく旨が、7月3日に岩国市教育委員会から示されています。

なお、以下の内容は、あくまで、めやすであることを申し添えます。

<判断基準のめやす>

(1) 地域において感染者が出た場合(児童生徒及びその家族以外)

①感染経路が判明していて、学校関係者との接点がある可能性が低い場合は、臨時休業はしない。

②クラスターが発生した場合や感染経路が不明な感染者が複数人出た場合は、翌日を午前登校(土日の場合は別途検討)とし、家庭生活や学習について指導した上で、3日間市内一斉休業を実施する。

(2) 児童生徒の家族に感染者が出た場合

児童生徒が濃厚接触者にあたる場合は、2週間の出席停止とする。

(3) 児童生徒が感染した場合

- ①一人の児童生徒が感染した場合は、該当学校を臨時休業(2週間)とする。
- ②小学校でクラスターが発生した場合、進学先の中学校と共に臨時休業(2週間)とする。
- ③中学校でクラスターが発生した場合、校区内の小学校と共に臨時休業(2週間)とする。
- ④中学校区を越えて複数発生(オーバーシュート)した場合は、市内一斉臨時休業とする。

(4) 教職員が感染した場合

当該学校を臨時休業(2週間)とする。

(5) その他

- ・記者会見での校名公表については、保護者、学校等の意向を確認し決定する。
- ・臨時休業の場合「家庭学習」や「時差登校」等を実施し、学習に著しい遅れが生じないように配慮する。
- ・学校再開後の授業時程、形態等については、その状況によって決定する。
- ・個人や学校が特定されることで、差別や偏見が起きないように配慮する。

3 学校で感染者が発生した場合の対応

どんなに感染症対策を行っても、感染リスクをゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、岩国市教育委員会及び岩国市の衛生主管部局と連携し、以下の別添資料の(1)から(4)に基づいて対応していきます。

(1) 新型コロナウイルス感染症対応にかかる校内体制(資料1)

(2) 校内で感染者が発生した場合の対応(資料2)

(3) 校内で感染者が発生した場合の対応マニュアル(資料3・資料4)

*別紙1 新型コロナウイルス感染に係る情報処理 *別紙2 感染者との接触者リスト

(4) 緊急連絡先一覧(資料5)

<保護者の皆様へのお願い>

① 児童やその家族の方が、濃厚接触者及び接触者として保健所から検査を受けるよう連絡があった場合は、必ず学校にもお知らせください。

② 児童やその家族の方の検査の結果について保健所から連絡を受けた場合は、学校にもその結果及び、その後の保健所からの指示についてお知らせください。

③ 検査の結果、陰性であった場合の児童の登校の可否については、濃厚接触者か接触者かによっても異なるので、保健所の指示に従ってください。

<感染者が発生した場合の消毒について>

- ① 保健所及び学校薬剤師等の指示のもと、原則、教職員で消毒を行います。
- ② 当該感染者が活動した範囲を特定して、汚染が予想される物品(当該感染者が高頻度で触った物品)を消毒用エタノール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により、消毒します。
- ③ 症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされています。
- ④ 物の表面についてのウイルスの生存期間は、付着した物の種類や湿度等によって異なりますが、24時間～72時間くらいと言われています。したがって、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とする場合もあります。

また、学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者又は、接触者である児童生徒等が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象とならないよう、十分な配慮・注意が必要です。本校では、「新型コロナウイルス感染症の正しい理解」及び「なくそう、偏見・差別・いじめ」というテーマで、9月の保健指導の際、各学年の発達段階に応じた指導を行いました。

さらに、11月には、文部科学省の「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」として、子どもたちが感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考えるきっかけとなるよう制作された、啓発動画や関連資料などを活用して、再度、指導しています。

実際に、感染者とその家族だけでなく、感染リスクの中、日々、治療に奮闘している医療従事者やその家族に対しても、心ない言動や、偏見・差別・いじめの実態が報告されています。

「一番怖いのは、ウイルスではなく、人間だ」とも言わしめている現状に、立ち向かい、学校と家庭、地域が一体となって、差別・偏見・いじめを、「しない、させない、許さない」社会を作っていかなければならないと考えています。

そのためにも、感染した人に対しては、一日でも早く元気になるよう、温かい思いやりの心で励ましたり、接したりすること、また、医療従事者の方々には、心からの感謝と深い敬意をもつことを子ども達に教えなければなりませんと考えています。



4 「新しい生活様式」を踏まえた感染対策

<感染防止の3つの基本> ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- * 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- * 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- * 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。
ただし、夏場は熱中症に十分注意する。
- * 家に帰ったらまず手や顔を洗う。人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える。シャワーを浴びる。
- * 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。(手指消毒薬の使用も可)



「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m(最低1m)**空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する**。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意する**。
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う(手指消毒薬の使用も可)。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底
- こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に) 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避(**密集、密接、密閉**)
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

